

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則

平成14年3月29日
島根県規則第22号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則をここに公布する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)の施行については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成13年環境省令第23号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管等の届出の提出先等)

第2条 法又は省令の規定により知事に提出する書類の提出先及び提出部数は、別表のとおりとする。

(平28規則79・一部改正)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管等の状況の縦覧場所)

第3条 省令第12条、第22条及び第30条の規定による縦覧は、島根県環境生活部廃棄物対策課及び法第2条第5項に規定する保管事業者若しくは法第8条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分をする者のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所又は法第2条第6項に規定する所有事業者の高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所(以下「保管の場所等」という。)を所管する保健所において行うものとする。

(平28規則79・全改)

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第79号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平28規則79・全改)

提出書類	提出先	提出部数
ア 省令第9条第1項、第20条第1項及び第27条第1項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者及び所有事業者用)	保管の場所等を所管する保健所	2部
イ 省令第9条第1項及び第20条第1項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(処分業者用)		
ウ 省令第10条第2項、第11条、第21条及び第28条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書		
エ 省令第13条、第23条及び第31条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書		
オ 省令第14条及び第32条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書		
カ 省令第17条及び第34条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書		
キ 省令第25条第1項及び第35条第1項の規定による承継届出書		
ク 省令第26条第2項及び第36条の規定による譲受け届出書		